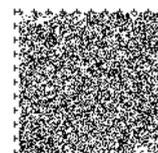
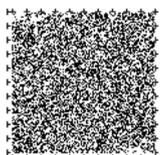


---

# 第 1 章 計画の概要





## 1 計画策定の背景と趣旨

### (1) 策定の背景 ～「第1次計画」の策定

かつての、家庭や地域でお互いに支え合う伝統的な機能が弱まるとともに、地域住民相互の社会的なつながりも希薄化するなど、一昔前の“ご近所”のイメージそのものが変わりつつあります。

また、少子高齢社会の急速な進行や社会経済の荒波の中で、ひとり暮らしの高齢者や障がいのある人等が厳しい状況に置かれています。

一方、生活不安やストレスが増大し、自殺やホームレス、家庭内暴力、虐待、引きこもり、孤立といった社会問題を引き起こしています。

こうした社会や地域の状況、それぞれが抱えているさまざまな問題から、「地域福祉」に対するニーズはますます増大・多様化してきました。

このようななか、平成11年6月に「社会福祉基礎構造改革について」として、社会福祉事業法などの改正法骨子案が示されました。これを受けて、平成12年6月に社会福祉事業法が社会福祉法に改正され、この法律の目的の1つとして、「地域福祉の推進」が基本理念として掲げられました。

そこで、本町では地域住民が抱えるさまざまな生活課題に対して、町が地域で行う取組みの方向性や基本的な考え方を示し、今後、施策を展開していく上での柱立てや推進の基本事項を定めるものとして、平成25年3月に「第1次杉戸町地域福祉計画」を策定しました。

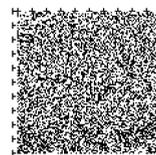
社会福祉法からの抜粋

#### (目的)

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とするほかの法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

#### ◎「地域福祉」とは・・・

地域において人々が安心して暮らせるよう、町民・団体・行政がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決等に取り組む考え方は、具体的には、法律等の制度に基づき提供される公的サービスや町民・ボランティア団体などによる支え合いの取組みなどを相互に生かしながら、町民の福祉ニーズに応じていくものです。



## (2) 「第2次計画」の策定

「第1次計画」策定後、「成年後見制度」の利用の促進についてその基本理念を定め、国の責務等を明らかにした「成年後見制度利用促進法」が平成28年5月に施行され、内閣府に「成年後見制度利用促進会議」と「成年後見制度利用促進委員会」を置き、制度の利用の促進に関する施策を総合的・計画的に推進するように図られています。

また、平成28年7月には、国に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、「地域共生社会の実現」が今後の福祉改革を貫く基本コンセプトに位置づけられました。地域住民や地域の多様な主体が、制度・分野ごとの“縦割り”や「支え手・受け手」という関係を超え「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、町民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことが求められています。

さらに、平成29年に社会福祉法が改正され、「地域福祉計画」に盛り込むべき事項として、従来からの3つの事項に加えて「・地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」、「・包括的な支援体制の整備に関する事項」の2つが示されました（※平成30年4月1日施行）。

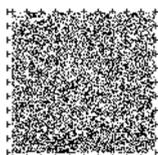
以上の内容も踏まえながら、平成29年度で終了する計画の後継として、「第2次杉戸町地域福祉計画」を策定しました。

## (3) 最近の情勢と「第3次計画」の策定

「第2次計画」策定後、少子高齢化やひとり暮らし高齢者の増加が進行し、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行、地域紛争の発生など不安定な世界情勢に起因する物価高騰等の社会的要因も重なり、外出や地域住民同士の交流の機会が減少して心理的・経済的に困窮する人が増加するなど、日常生活に大きな影響が生じています。また、複数の困りごとがありながら支援を受けられていない人や世帯、経済的な困窮を背景にさまざまな問題に直面する人や世帯など、既存の制度による支援では不十分であったり各制度の狭間にあたりするという課題が顕在化し、高齢者、障がいのある人、子ども・若者、生活困窮、健康、医療等の分野を超えた対策の必要性が高まっています。

また、保健福祉の分野ごとに構築された包括的支援体制を地域全体で円滑に機能させるべく、「重層的支援体制整備事業」が創設されています。

以上の内容も踏まえながら、令和5年度で終了する計画の後継として、この度「第3次杉戸町地域福祉計画」を策定することとしました。



## 2 計画の性格と位置づけ

### (1) 計画の性格

本計画は、地域住民が抱えるさまざまな生活課題に対して、町が地域で行う取り組みの基本的な考え方や方向性を示し、今後施策を展開していく上での柱立てや推進の基本事項を定めるものであり、言わば「地域福祉」を推進するための基本計画的な役割を担うものです。

### (2) 計画の法的位置づけ

本計画は、改正社会福祉法の第107条によって定められた「市町村地域福祉計画」として策定したものです。

また、「市町村再犯防止推進計画」である「杉戸町再犯防止推進計画」、及び「市町村成年後見制度利用促進基本計画」である「杉戸町成年後見制度利用促進基本計画」を含めた計画となっております。

社会福祉法からの抜粋

#### (市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

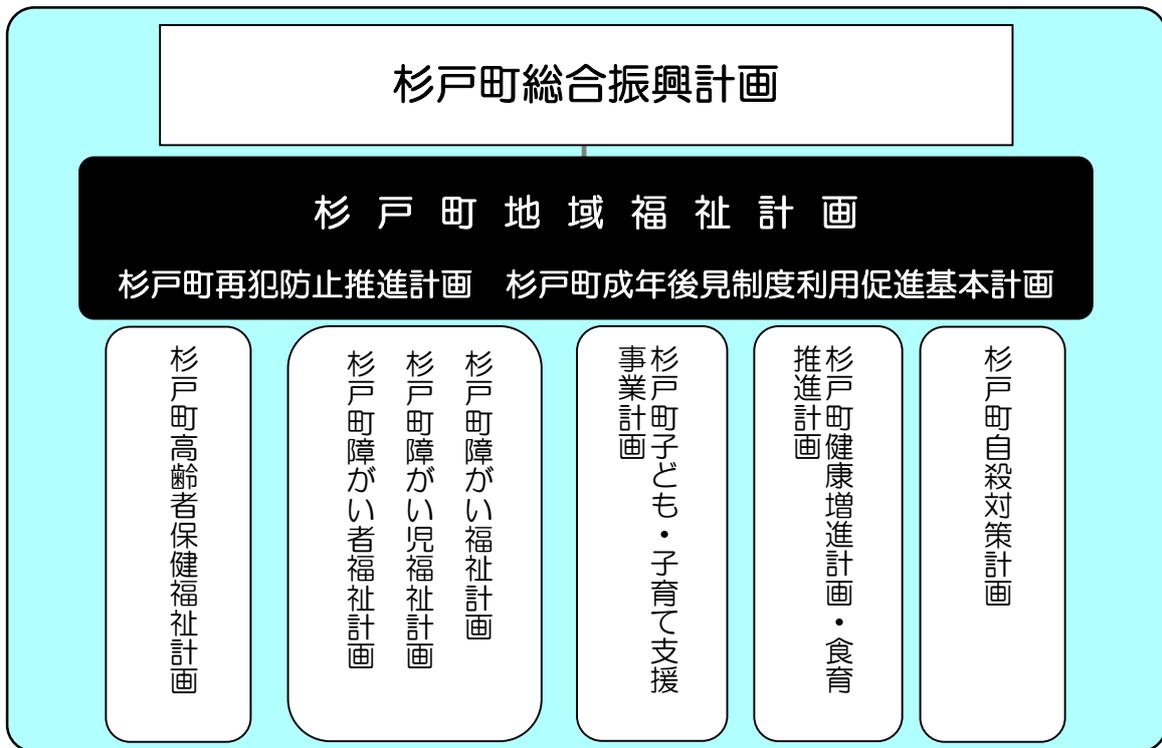
- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項



### (3) 他の計画との関係

本計画は、社会福祉法第107条による「市町村地域福祉計画」であり、町の「総合振興計画」を上位計画とし、その「地域福祉」に関する事項を具体化するものです。

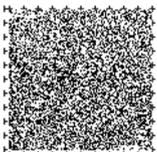
「高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）」、「子ども・子育て支援事業計画」、「障がい者福祉計画」・「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」などの福祉における分野別計画の上位計画であり、「総合振興計画」との中間に位置します。また、福祉の分野別計画と横断的に関わるもので、それらの計画と連携・整合を図り、地域福祉を効果的に推進するための計画です。



### 3 計画の期間

この計画の期間は、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間とします。なお、社会情勢の変化や法制度の変更などにより、必要に応じて見直しを行います。

年度	H30 2018	R元 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029
杉戸町地域福祉計画	第2次【前計画】											
						(見直し)	第3次【本計画】 (令和6～11年度)					



## 4 計画策定の手法

計画策定にあたっては、地域福祉推進の主体である町民等の意見を得て、地域の要支援者の生活上の解決すべき課題（生活課題）とそれに対応する必要な取組みを明らかにするため、地域福祉推進の主体である町民などの考えを、町民意識調査などを通して本計画に反映させました。

また、この計画は、高齢者や障がい者、子どもなどに関する各種計画との整合及び連携を図る必要性があるため、全庁的な体制で策定に取り組みました。

### （1）策定の体制

- ・「計画推進協議会」での協議・検討

町民の代表や関係機関・団体などから構成される「杉戸町地域福祉計画推進協議会」に本計画の「策定委員会」の機能を担っていただき、地域福祉推進のための施策などを協議・検討していただきました。

- ・「計画策定検討委員会」の設置

町の庁内に「杉戸町地域福祉計画策定検討委員会」を設置し、「総合振興計画」や各課の所管する分野別計画との整合を図りました。

- ・「計画策定検討委員会 作業部会」の設置

「計画策定検討委員会」に、実務的な調査・研究を行うための「作業部会」を設置しました。

### （2）地域福祉に関する町民意識調査の実施

地域福祉に関する町民の意識や要望・意見などを把握し、計画を策定するための基礎資料を得ることを目的に、「町民意識調査」を実施しました。

### （3）パブリックコメントの実施

本計画の素案を町ホームページなどで公表して※パブリックコメントを実施し、町民等からの意見を計画に反映させることに努めました。

※「パブリックコメント」とは、町の基本的な施策などを策定する過程で、事前にその案を広く公表して町民などが意見を述べることができる機会を設け、その意見に対する町の考え方も公表していく一連の手続きのこと。

